

隠岐の島町社会教育基本計画



重要文化財佐々木家住宅保存修理工事見学の様子

隠岐の島町教育委員会

令和5年2月



〈はじめに〉

隠岐の島町教育委員会では、平成22年度に「第1次隠岐の島町生涯学習推進計画」を策定し、令和元年度までの10年間にわたり町民が自由に学習機会を選択し、学ぶことができる環境整備に取り組んでまいりました。

この間にも子ども達を取り巻く環境は大きく変化しており、国の中央教育審議会答申では「学校を核とした地域づくりの推進」などが掲げられ、学校だけで子どもたちを育てていくことが困難な中、社会教育の重要性が再認識され、社会教育を積極的に推進することがますます求められてきています。また、地域の活力低下や人間関係の希薄化などの地域課題を考えると、地域の人材育成や次代を担う後継者づくりが必要であります。

このような中であって、近年では、新型コロナウイルス感染症による社会活動の制限や目に見えないウイルスによる恐怖から引き起こされる差別、ロシアによるウクライナ侵攻など社会情勢の変化とともに、重大な人権侵害が引き起こされており、人権尊重を基盤とした「ひとづくり」をより一層推進する必要があると感じております。

こうした中、これまでの計画の経緯や、昨今の目まぐるしい社会情勢の変化、地域課題の複雑化を踏まえ、改めて本町の社会教育を推進するための基本方針を定めることが重要であると考え、本計画を策定することといたしました。

今後は、本計画を着実に実施するとともに、実施した成果と課題について逐次検証を行い、事業改善を図りながら本町の社会教育を推進し、「ひとづくり」があらゆる地域にわたっていくよう尽力してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただいた隠岐の島町社会教育委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和5年2月

隠岐の島町教育委員会

教育長 野津 浩一

目次

第1章 社会教育とは	3
1. 生涯学習の理念及び社会教育の定義.....	3
2. 国・県の動向.....	4
第2章 計画の概要.....	5
1. 計画策定の趣旨	5
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の名称と期間.....	6
4. 推進方法.....	6
5. 計画の進行管理及び評価	6
6. SDGsとの関連	7
第3章 計画の基本的な考え方.....	8
1. 隠岐の島町の社会教育の現状と課題	8
2. 基本理念.....	9
3. 基本目標.....	9
4. 基本方針と重点施策	10-13
5. 体系図	14

第1章 社会教育とは

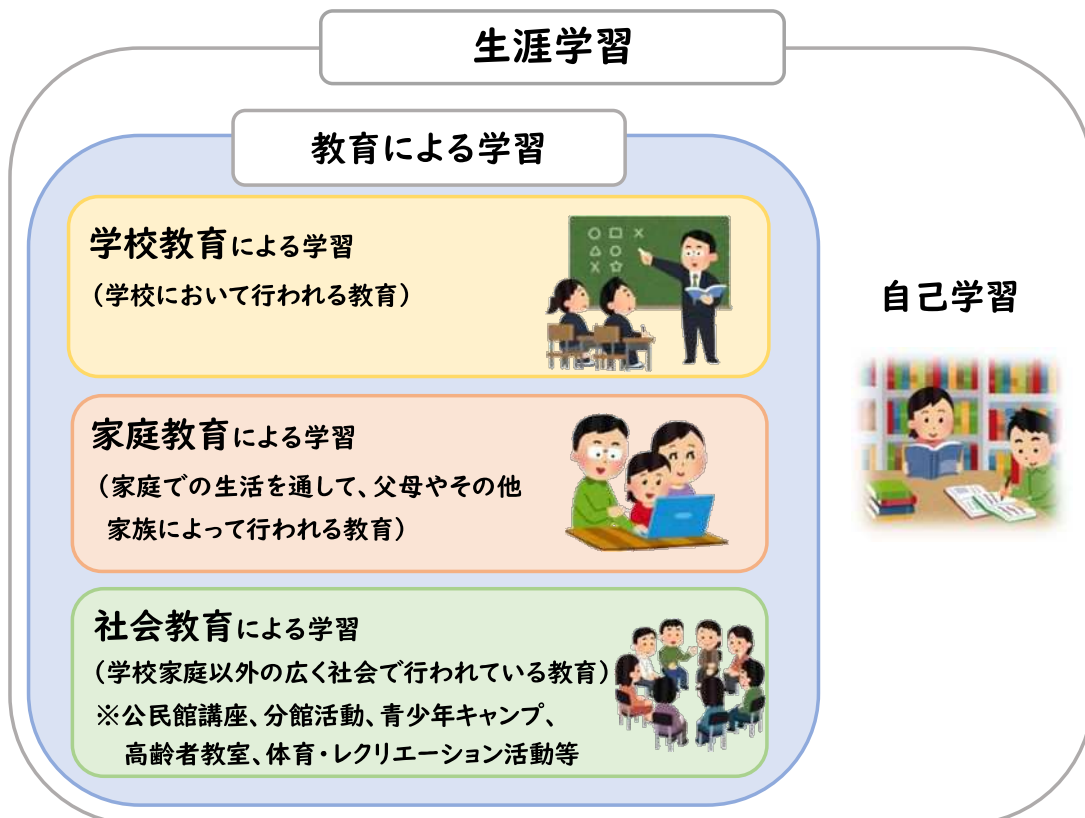
1. 生涯学習の理念及び社会教育の定義

教育基本法第3条では、生涯学習の理念を「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されています。

社会教育は、生涯学習の理念を実現するための重要な教育の一つであり、教育基本法第12条で「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育」と規定されています。

さらに、社会教育法第2条では、社会教育の定義について、「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」と明記されています。

【生涯学習・社会教育の概念図】



「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。※文部科学省 HP より

2. 国・県の動向

平成18年に教育基本法が改正され、同法第13条において「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が新たに規定されました。その後、平成20年に、社会教育法が改正され、同法第3条において、「学校教育と連携することや家庭教育の向上に資するよう配慮すること」が規定されるなど、学校教育と社会教育の連携・協働を推進することが重要視されることとなりました。

また、平成30年の第9期中央教育審議会¹の答申により、今後「『社会教育』を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」が重要であるとされ、その上で、新たな時代の社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育」が示されました。さらに、第10期中央教育審議会生涯学習分科会²における議論の整理では、今後重要視される点として、「オンラインと対面による学びの組み合わせ」による「新しい時代の学びの在り方」や学びを通じて人々の生命や生活を守る「『命を守る』生涯学習・社会教育」などが示されています。

島根県教育委員会では、令和2年に策定した「しまね教育魅力化ビジョン21³」において、基本理念を「ふるさと島根を学びの原点に未来にはばたく心豊かな人づくり」とし、育成したい人間像と育成したい力を示しました。また、教育環境の充実に向け、学校・地域・家庭の連携と協働を重要視しています。

さらに、令和3年には、「しまねの社会教育で大切にしたいこと」により、島根県の社会教育行政の方向性や視点がまとめられました。その中で、めざす姿を「未来に対して主体性をもって生きる人」とし、社会教育による、様々な分野でのひとつづくりの重要性とひとつづくりを進める上での視点を次のように示しています。

【4つの視点】

- ① 学びをデザインし、コーディネートできる人材の育成
- ② 学びの機会の拡充
- ③ 多様な主体との連携
- ④ 社会教育の見える化

¹ 文部科学省に置かれた審議会。教育・学術・文化に関する基本的重要施策について調査・審議し、また建議する。

² 文部科学省に置かれた審議会における課題の性質別に設置された会。

³ 島根県において令和2年3月に策定された今後5年間の教育の基本理念や施策の方向性を示すもの。

第2章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

隠岐の島町教育委員会は、平成22年に「第1次隠岐の島町生涯学習推進計画」を策定し、令和元年度までの10年間にわたり町民が自由に学習機会を選択し、学ぶことができる環境整備に取り組んできました。

しかし、近年社会情勢が変化し、活気ある地域づくりのため、社会教育によるひとづくりの重要性が高くなってきました。このことから、「第1次隠岐の島町生涯学習推進計画」の反省やヒアリング結果を踏まえ、「学び」を通じた学習成果を地域の活性化に活かすための「ひとづくり」を社会教育の役割と捉え、社会教育によるひとづくりを推進する基本計画として隠岐の島町社会教育基本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、隠岐の島町の最上位計画である「第2次隠岐の島町総合振興計画」及び「第2次隠岐の島町教育大綱」に定める社会教育事業の推進に向けた基本計画として位置づけられます。

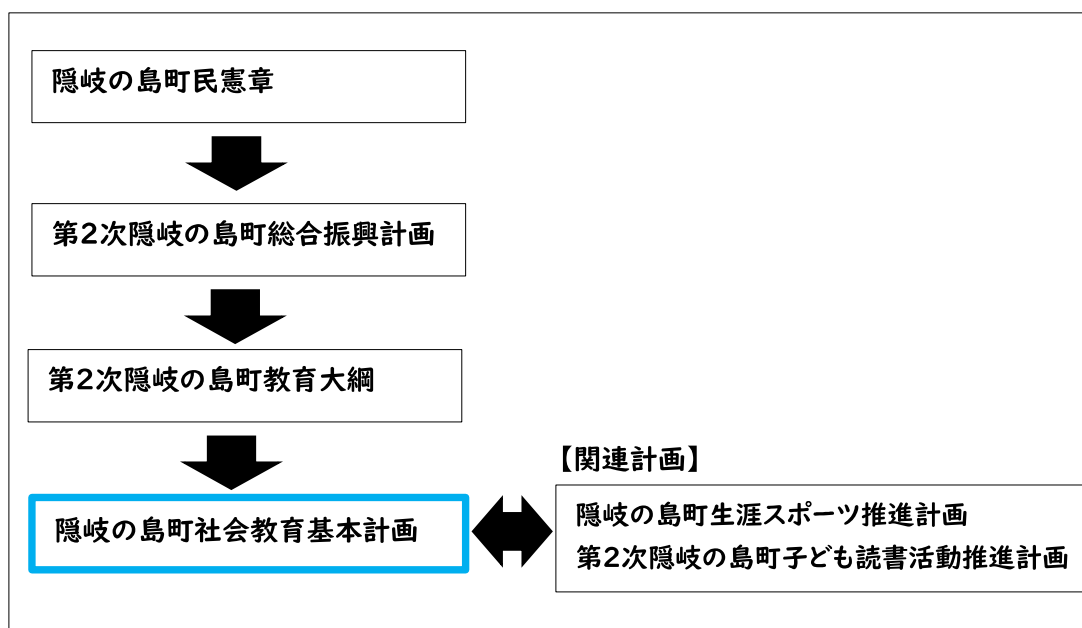
【関連計画】

① 生涯スポーツに関すること

隠岐の島町生涯スポーツ推進計画（令和3年4月策定）

② 読書に関すること

第2次隠岐の島町子ども読書活動推進計画（令和元年5月策定）



3. 計画の名称と期間

●計画の名称 隠岐の島町社会教育基本計画

●計画の期間

第2次隠岐の島町総合振興計画（前期計画）の計画期間は令和2年度からの5年間です。

この上位計画を受け、第2次隠岐の島町教育大綱は令和3年度から令和7年度の5年間で計画しています。

本計画の期間は第2次隠岐の島町教育大綱をもとに、令和5年4月から令和9年3月までの4年間とします。

年度(令和)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
年度(西暦)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
第2次隠岐の島町総合振興計画	第2次隠岐の島町総合振興計画(前期)						
第2次隠岐の島町教育大綱		第2次隠岐の島町教育大綱					
隠岐の島町社会教育基本計画				隠岐の島町社会教育基本計画			

4. 推進方法

本計画を具体的、総合的に展開するため、町民全体の理解と協力のもとで、教育委員会の社会教育関係部署が中心となり、町長部局の関係部署とも連携しながら効率的に進めていきます。また、学習機会の提供は、社会教育行政、社会教育関係団体など、多様な主体によって提供されているため、計画の推進に向けて関係団体等との一層の連携により推進します。

5. 計画の進行管理及び評価

計画の進行管理は、隠岐の島町教育委員会社会教育課で行い、本計画の変更、修正がある場合には隠岐の島町社会教育委員の会において、意見を聴取し、見直しを行います。

評価については、本計画の施策や事業の中には、長期の継続した取組みを要することや教育委員会だけでなく町長部局も含めた事業もありますので、全体の評価については、「第2次隠岐の島町総合振興計画」に掲げております KPI(重要業績評価指標)によるものとします。

なお、単年度ごとの評価は隠岐の島町教育委員会事務評価委員会に評価を求め、その結果は、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」として公表します。

6. SDGsとの関連

SDGsは、2000年に国連のサミットで採択された「MDGs(エムディー・ zeroes/ミレニアム開発目標)」が2015年に達成期限を迎えたことを受け、MDGsに代わる新たな世界の目標として2015年9月の国連サミットで採択されました。

隠岐の島町の社会教育では、国際社会全体の目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」の「誰一人取り残さない」という理念を共有しながら、各目標に対し、自ら課題を見つけ、解決に向け取り組んでいくことのできる「ひとづくり」を推進します。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 隠岐の島町の社会教育の現状と課題

本町の社会教育では、「第1次隠岐の島町生涯学習推進計画」（平成22年度～令和元年度）を踏まえ、町民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」学ぶことができる学習環境づくりや体制づくりに取り組み、学習を通して習得した知識や技能をまちづくりやひとづくりに結びつけるよう、取り組んできました。

しかしながら、「第1次隠岐の島町生涯学習推進計画」の検証及び社会教育団体等へのヒアリング調査により、本町におけるまちづくりやひとづくりにおいて、特に次の点が現状と課題としてあげられました。

【現状】

- ①担い手、後継者、リーダー等の人材不足により、分館や社会教育団体等の活動が低迷しています。
- ②各地区の分館において、一部の分館では活動が困難となり、学びの機会に格差が生じています。
- ③地域における子ども活動が低迷しており、地域全体で子どもを育てる意識が薄れつつあります。
- ④地域課題に関する学習機会が不足しており、地域のことを考える機会が減少しています。
- ⑤公民館や社会教育施設等での交流の場が十分でないため、“ひと”と“ひと”がつながるきっかけとなる場が不足し、住民同士のつながりが希薄化しつつあります。

【課題】

少子高齢化や新型コロナウイルス感染症などの社会情勢の変化と社会教育施策の不足により、地域活動が低迷し、様々な場面で人材が不足しています。

社会教育を進めるうえで、町民の学習ニーズや社会的要請に対する学習内容の把握、地域活性化のための地域力の強化、地域を支える人材の育成は不可欠です。

このことから、社会教育を基盤とした「ひとづくり、つながりづくり、地域づくり」により学びと活動の好循環を促すために、本町における社会教育の方向性を明確にし、学びを通じた人材育成に取り組む必要があります。

2. 基本理念

島を愛し 力を合わせ 未来へつなぐ 隠岐びとづくり

第2次隠岐の島町総合振興計画では、「つながらあや つながあや 一万年の隠岐の島」をまちの将来像として捉え、それを実現する理念として、島を愛すること、力を合わせること、未来へつなぐことを基本理念としています。

また、第2次隠岐の島町教育大綱では、「島を愛し、自ら未来を拓く“隠岐びと”を育てる」を基本目標とし、「隠岐びと」とは、隠岐にかかわるすべての人を指し、その「こころ」とは、隠岐を誇りに思うこころであり、隠岐を大切に思うこころ、人を思いやり、島に住んで幸せを感じるこころであるとしています。

隠岐の島町社会教育基本計画では、第2次隠岐の島町総合振興計画及び第2次隠岐の島町教育大綱の具現化に向け、現状と課題を踏まえ、ふるさと隠岐を知り、愛し、地域課題の解決に向け自らを高め、考え、行動できる「ひとづくり」に焦点をあて、「島を愛し 力を合わせ 未来へつなぐ隠岐びとづくり」を基本理念とします。

3. 基本目標

基本目標を次の3つとします。

1 島を愛し 魅力あふれる ひとづくり

ふるさと隠岐に愛着と誇りをもち、学び、語れる人、愛する隠岐のために行動を起こす魅力ある人、多様性を受け入れ、一人ひとりの人権を尊重する人を育成します。

2 人とつながり 主体的に活躍する ひとづくり

多様な人とのつながりを大切にし、互いに認め合いながら主体的に活躍する人を育成します。

3 島の歴史や文化を 未来へつなぐ ひとづくり

島の貴重な歴史や文化を知り、学び、守り、伝え、未来に受け継いでいく人を育成します。

4. 基本方針と重点施策

ひとづくりの基礎となる人権尊重を根底に据え、7つの基本方針を「社会教育レインボープロジェクト」とし目標の実現をめざします。

また、基本方針に紐づく施策については、社会教育事業を実施する中で、重点的に取り組むべき施策として記載しており、今後の地域課題に応じた施策を展開します。

～社会教育レインボープロジェクト～

- 1 多様性を認め合い、互いの個性を活かして助け合う心の醸成
- 2 ふるさと隠岐を知り、愛する心の醸成
- 3 地域のために行動することができるリーダーの育成
- 4 スポーツを通じた健康的な日常生活の構築
- 5 学校、家庭、地域の連携協働による地域教育力の向上
- 6 誰もが参加、参画できる学びの機会の創出
- 7 本物に出会い、触れ、体感する学びの機会の創出



1 多様性を認め合い、互いの個性を活かして助け合う心の醸成

すべての町民が人権についての理解を深め、互いに認め合える心を醸成します。また、地域全体で支え合える社会を目指し、互いに助け合う共助の心を醸成します。

【重点施策】

- 人権に関する学習機会の充実
- 分館における人権教育の推進
- 人権教育指導者の育成

2 ふるさと隠岐を知り、愛する心の醸成

豊かな自然や悠久の歴史、類稀なる文化、人情あふれる人など、本町にあふれる数多くの資源を活かし、児童期から学習機会を増やし、ふるさと隠岐を知り、ふるさとを愛する心の醸成を図ります。

【重点施策】

- ふるさと教育の推進
 - ・ジオパーク学習の推進
 - ・竹島学習の推進
 - ・ふるさと教育関係者の研修機会の充実
- 青少年の体験活動の推進

3 地域のために行動することができるリーダーの育成

地域のために地域課題をとらえ、仲間（地域）と共有し、地域課題の解決に向け行動することのできる、リーダーの育成を推進します。

【重点施策】

- 分館活動の支援
- コミュニティ活動の推進及び子どものリーダー育成の推進
- リーダー育成研修会及び指導者研修の推進

4 スポーツを通じた健康的な日常生活の構築

隠岐の島町生涯スポーツ推進計画の基本目標に掲げられている「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しめる健康的な日常をつくろう」を達成するために、社会体育関係団体や各地区体育協会等への活動支援、連携強化を図り、町民が気軽にスポーツに触れる機会をつくとともに、ライフステージに応じた支援体制を強化し、生涯にわたるスポーツ活動の推進を図ります。また、中学校における部活動の地域移行への対応や、青少年を中心とした競技力向上に向けた活動の支援にも取り組みます。

【重点施策】

- ライフステージに応じた生涯スポーツの推進
- 競技スポーツの推進
- 指導者育成の推進
- スポーツ環境の整備

5 学校、家庭、地域の連携協働による地域教育力の向上

将来を担う子どもの成長のために学校、家庭、地域がともに話し合い、役割分担を果たしつつ、相互に連携し、地域全体で取り組むための環境を整備し、地域の教育力の向上を図ります。

【重点施策】

- 地域学校協働活動⁴の推進
 - ・子どもたちの放課後体験活動の充実
 - ・地域コーディネーター⁵を活用した学校支援の推進
- 家庭教育支援の充実

⁴ 「地域学校協働活動」とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

⁵ 地域コーディネーターは、地域学校協働本部（隠岐の島町では地域教育協議会）にあって、学校教育活動（教育課程内支援・教育課程外支援）への教育支援人材や教育プログラム等の導入に当たり、実質的なコーディネーターを行う地域人材です。地域学校協働活動の中心的役割を担う重要な存在です。これまで学校が行ってきた地域との連絡調整業務を、地域人材である地域コーディネーターが行うことで、学校の負担軽減にも配慮します。

6 誰もが参加、参画できる学びの機会の創出

公民館や図書館等の社会教育施設を学習の拠点とし、町民のだれもが集い、語り、相互に高めあえる場を提供します。

【重点施策】

- 学習情報の収集及び提供
- 学習成果の発表機会の充実
- 読書活動の推進
- 社会教育施設の整備

7 本物に出会い、触れ、体感する学びの機会の創出

町の歴史や文化を未来につなげるため、文化財等多くの資源に触れ、体感する学びの機会を創出します。

また、離島である本町では優れた文化芸術やスポーツに触れる機会が少なく、情報技術の活用や本土での体験活動への支援により、本物に出会い、触れ、体感する学びの機会を創出します。

【重点施策】

- 多様な芸術や地域の文化に触れ、体験する機会の充実
- スポーツや文化などの活動の支援による活動機会の充実
- ICT（情報通信技術）等を活用した新たな学習手段による学習機会の創出
- 町内の貴重な文化財の調査・保存・活用の推進

～社会教育レインボープロジェクト～

5. 体系図

基本理念

島を愛し
力を合わせ
未来へつなぐ
隠岐びとづくり

基本目標

島を愛し魅力あふれる
ひとづくり

人とつながり主体的に
活躍するひとづくり

島の歴史や文化を
未来へつなぐひとづくり

基本方針

1 多様性を認め合い、互いの個性を
活かして助け合う心の醸成

2 ふるさと隠岐を知り、愛する心の
醸成

3 地域のために行動することができる
リーダーの育成

4 スポーツを通じた健康的な日常生
活の構築

5 学校、家庭、地域の連携協働による
地域教育力の向上

6 誰もが参加、参画できる学びの機
会の創出

7 本物に出会い、触れ、体感する学び
の機会の創出

重点施策

- 人権教育指導者の育成
- 分館における人権教育の推進
- 人権に関する学習機会の充実

- 青少年の体験活動の推進
- ふるさと教育の推進

- リーダー育成研修会及び指導者研修の推進
- コミュニティ活動の推進及び子どものリーダー育成推進
- 分館活動の支援

- スポーツ環境の整備
- 指導者育成の推進
- 競技スポーツの推進
- ライフステージに応じた生涯スポーツの推進

- 家庭教育支援の充実
- 地域学校協働活動の推進

- 社会教育施設的环境整備
- 読書活動の推進
- 学習成果の発表機会の充実
- 学習情報の収集及び提供

- 町内の貴重な文化財の調査・保存・活用の推進
- ICT(情報通信技術)等を活用した新たな学習手段による学習機会の創出
- スポーツや文化などの活動の支援による活動機会の充実
- 多様な芸術や地域の文化に触れ、体験する機会の充実